令和５年度<いじめ対応フロー図>　　各務原特別支援学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

早期発見　認知

生徒・教師・保護者・地域住民　等

通報　記録開始 5W1H

担任・学年・部活動顧問・養護教諭・教育相談担当　等

全て報告

管理職
校長・教頭・部主事

全て報告

いじめ担当者
（生活支援部長）
Tel (058)-383-1268

いじめの認知
事実関係の把握
いじめの有無の判断
対応方針の決定　等

【いじめ対策委員会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭・部主事）

生活支援部長・教務主任・地域支援センター部長・関係学年主任・関係学級担任・教育相談担当　等

（必要に応じて）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、地域代表、ＰＴＡ代表、有識者　等

支援

岐阜県教育委員会
学校安全課

各務原市教育委員会
学校教育課

全て報告

連携

【関係機関】
・各務原警察署
Tel (058) 383-0110
・子ども相談センター
Tel (058) 201-2111
・岐阜地方法務局
Tel (058) 245-3181

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内メールでの情報共有

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言